

船橋市監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成15年度から平成29年度の包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

令和元年12月3日

船橋市監査委員	中	村	章
同	齋	藤	弘之
同	松	寄	裕次
同	齊	藤	誠

平成26年度

市長からの通知年月日 令和元年11月18日

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和元年7月1日現在)	今後の方針 (令和元年7月1日現在)
5	財産管理課	17	指摘	<p>平成26年度から公有財産の台帳管理は、公有財産管理システムでの管理に移行されている。システム帳票である土地台帳、建物台帳等のサンプルを確認したところ、取得単価や取得価格が未入力のものや、登記日や異動年月日が明治1年9月8日というように、事実とは異なる日付となっている台帳が確認された。</p> <p>上記不備事項は、公有財産管理上、いずれも早急に改善しなければならない事項である。少なくとも不備の理由にある「紙台帳で確認できるが入力されていないもの」は、財産情報を紙媒体からシステムデータに移行していないだけであり、放置することは認められず速やかに改善しなければならない。「不明なもの」についても、具体的な対応策を策定する必要がある。</p>	<p>システム改修が完了し、固定資産台帳整備時に取得金額が判明したものについては、公有財産管理システムへの入力を完了した。</p> <p>また、取得年月日が不明なものについて、備考欄への記載で対応することとして整理し、今後新たな情報が判明した場合には、順次入力していく。</p>	<p>左記のとおり措置済み。</p>
176	学務課	212	指摘	<p>就学援助の係る業務運用マニュアルを策定し、規則や規程で定められていない具体的な実務方針を定める必要がある。</p>	<p>事例の研究や対応結果の蓄積、制度改正による運用方法の変更を経て、平成30年度末に具体的な実務方針を定めた担当実務用マニュアルを策定した。</p>	<p>左記のとおり措置済み。</p>